

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項及び労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、ロジスティード労働組合から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

令和 7 年 3 月 19 日午前 10 時 30 分以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する別記の職場

3 要求事項

賃金引上げ等

令和 7 年 3 月 12 日

厚生労働大臣 福岡 資麿

別 記

ロジスティード株式会社（北海道、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、富山、山梨、静岡、愛知、岐阜、三重、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、山口、福岡、熊本、大分、沖縄）、ロジスティード北日本株式会社（北海道）、ロジスティード東日本株式会社（東京）、ロジスティード中部株式会社（愛知）、ロジスティード西日本（大阪）、ロジスティード九州株式会社（福岡）、ロジ

スティードエクスプレス株式会社（東京）、ロジスティードコラボネクスト株式会社（東京）、ロジスティードケミカル株式会社（東京）、株式会社バンテック（神奈川）、ロジスティードオートサービス株式会社（東京）、ロジスティードソリューションズ株式会社（東京）